

第 15 回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和8年8月6日(木) 午前10時00分から

○ 議 題

1 議 案

- (1) 議案第21号 練馬区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則 (資料1)

2 陳 情

- (1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(2) 令和8年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価について (資料2)

4 報 告

- (1) 教育長報告
- ① 教育委員会における台風接近時および風水害等への対応の基本方針について (資料3)
 - ② 練馬区立幼稚園の今後のあり方の方向性について (資料4)
 - ③ 練馬区立春日町図書館の空調工事について (資料5)
 - ④ 練馬こどもカフェの新規店舗について (資料6)
 - ⑤ 令和8年度練馬区二十歳のつどい開催について (資料7)
 - ⑥ その他
 - i 練馬区立練馬図書館の特別館内整理期間等について
 - ii その他

議案第 2 1 号

練馬区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 6 日

提出者 教育長 三 浦 康 彰

練馬区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

練馬区立学校通学区域に関する規則（昭和59年2月練馬区教育委員会規則第1号）の一部をつぎのように改正する。

別表の(1)の表練馬区立練馬小学校の項中「(34番)」を「(34番の一部)」に、「および31番から35番まで」を「、31番、32番、33番の一部、34番の一部および35番」に、「から32番まで」を「の一部、31番および32番」に改め、同表練馬区立高松小学校の項中「1番から4番まで、19番から23番までおよび30番から32番までを除く。）、高松二丁目」を「27番、28番、29番の一部および33番から42番まで）、高松二丁目（6番の一部、7番から11番まで、12番の一部および13番から30番まで）」に改め、同表練馬区立春日小学校の項中「および30番から33番まで」を「、30番から33番まで、34番の一部および35番」に、「および31番から35番まで」を「、31番、32番、33番の一部、34番の一部および35番」に、「1番から4番までおよび19番から23番まで」を「27番、28番、29番の一部、30番の一部および31番から42番までを除く。）、高松二丁目（6番の一部、7番から11番まで、12番の一部および13番から30番までを除く。」に改める。

付 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

令和 8 年 8 月 6 日
教育振興部学務課

練馬区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

令和 7 年 9 月に策定した「区立学校適正配置第二次実施計画」では、適正配置対象校として、春日小学校を選定している。

春日小学校の令和 6 年 5 月 1 日現在の学級数は 12 学級（各学年 2 学級）と適正配置基本方針で定める区立小学校の適正規模校に当たるが、区の将来推計では、令和 26 年度時点で 11 学級と過小規模校となる。

一方、春日小学校の近隣校である練馬小学校・高松小学校の通学区域は、平成 18 年に開通した環状八号線を跨いだ状態となっている。

春日小学校の適正規模の確保および練馬小学校・高松小学校に通っている一部の児童の安全性の確保を図るため、通学区域の変更を行う。

2 改正の内容

第 2 条別表の(1)小学校の通学区域（練馬小学校、高松小学校および春日小学校）

3 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

次頁のとおり

【参考】春日小学校児童数・学級数

令和 6 年度		令和 8 年度		令和 26 年度 区推計		令和 26 年度 想定	
児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
302	12	294	12	272	11	332	13

※令和 26 年度想定については、春日小学校の区推計（272 名）に令和 6 年度時点の変更区域の児童数（60 名）を合わせたもの

練馬区立学校通学区域に関する規則新旧対照表

現 行		改正案	
本 則 [略]		本 則 [略]	
付 則 [略]		付 則 [略]	
		付 則	
		<u>この規則は、令和9年4月1日から施行する。</u>	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(1) 小学校		(1)小学校	
名称	通学区域	名称	通学区域
[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区立練馬小学校	春日町三丁目（34番および35番）、春日町四丁目（6番から21番まで、34番、36番および37番）、春日町五丁目（30番の一部および31番から35番まで）、春日町六丁目、高松一丁目（30番から32番まで）、田柄五丁目（1番から3番まで、8番および9番）	練馬区立練馬小学校	春日町三丁目（34番の一部および35番）、春日町四丁目（6番から21番まで、34番、36番および37番）、春日町五丁目（30番の一部、31番、32番、33番の一部、34番の一部および35番）、春日町六丁目、高松一丁目（30番の一部、31番および32番）、田柄五丁目（1番から3番まで、8番および9番）
[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区立高松小学校	高松一丁目（1番から4番まで、19番から23番までおよび30番から32番までを除く。）、高松二丁目、高松三丁目、高松四丁目、高松五丁目（1番から5番まで）、谷原一丁目	練馬区立高松小学校	高松一丁目（27番、28番、29番の一部および33番から42番まで）、高松二丁目（6番の一部、7番から11番まで、12番の一部および13番から30番まで）、高松三丁目、高松四丁目、高松五丁目（1番から5番まで）、谷原一丁目
練馬区立春日小学校	春日町三丁目（1番、2番、15番から26番までおよび30番から33番までを除く。）、春日町五丁目（30番の一部および31番から35番までを除く。）、向山三丁目（26番から29番まで）、	練馬区立春日小学校	春日町三丁目（1番、2番、15番から26番まで、30番から33番まで、34番の一部および35番を除く。）、春日町五丁目（30番の一部、31番、32番、33番の一部、34番の一部および35番を除く。）、

	向山四丁目（23番から29番まで）、高松一丁目（ <u>1番から4番まで</u> および19番から23番まで）		く。）、向山三丁目（26番から29番まで）、向山四丁目（23番から29番まで）、高松一丁目（ <u>27番、28番、29番の一部、30番の一部</u> および31番から42番までを除く。）、高松二丁目（ <u>6番の一部、7番から11番まで、12番の一部</u> および13番から30番までを除く。）
[略]	[略]	[略]	[略]

小学校通学区域図



令和 8 年 8 月 6 日
教育振興部教育総務課

令和 8 年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条に基づき実施する教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価（以下「点検・評価」という。）について、下記のとおり実施する。

記

1 点検・評価の対象

「練馬区教育・子育て大綱」の重点施策について点検・評価を行う。

※参考資料

別紙 1 実施方針

2 実施方法

（1）点検および評価

「練馬区教育・子育て大綱」（以下「大綱」という。）の重点施策ごとの主な取組の成果について記載した点検・評価表を事務局が作成し、これに基づき点検・評価を行う。

【参照】大綱に基づく点検・評価

別紙 2-1 大綱体系図

別紙 2-2 令和 8 年度点検・評価における主な取組項目（案）

別紙 2-3 点検・評価表（案）

（2）報告書の検討、作成

点検および評価表による点検・評価後、有識者からの意見・助言を踏まえ、今後の方向性等を検討し、報告書を決定する。

3 今後のスケジュール（予定）

8 年 8 月中旬～	事務局による点検・評価表の作成
1 1 月上旬	教育委員による事業成果等の点検・評価
1 2 月上旬	教育委員会にて点検・評価表の決定および有識者の決定
1 2 月中旬	有識者へ意見および助言の依頼
9 年 2 月中旬	教育委員会にて報告書の決定
3 月	区議会への報告、区民への公表（ホームページ掲載等）

練馬区教育委員会における教育に関する事務の管理および執行の状況の 点検および評価の実施方針

練馬区教育委員会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づく『教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価』を、本方針により実施する。

1 目的

- (1) 主な事務や事業（以下「主な事務等」とする。）の取組状況について点検および評価（以下「点検・評価」とする。）を実施し、様々な課題やその取組みの方向性を明らかにすることにより、効果的かつ効率的な教育行政の一層の推進を図る。
- (2) 点検・評価に関する報告書を作成し、これを練馬区議会に提出するとともに、公表することにより区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進する。

2 実施方法

- (1) 教育委員会の事務に関する計画を踏まえ、主な事務等を対象として点検・評価を行う。
- (2) 点検・評価は、前年度の主な事務等の取組状況を総括するとともに、課題や今後の取組みの方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (3) 教育委員会の事務に関する計画の基本施策ごとに点検・評価を行うとともに、事務局における評価を資料として総合的に点検・評価を行う。
- (4) 学識経験を有する者の知見の活用を図るために「練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者（以下「点検・評価に関する有識者」とする。）」を置く。
 - ① 「点検・評価に関する有識者」は、公正な意見を述べることができる者の中から、教育委員会が委嘱する。
 - ② 「点検・評価に関する有識者」は、評価等について助言を行う。
- (5) 教育委員会における点検・評価の後、その結果を取りまとめた報告書を区議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

練馬区教育・子育て大綱体系図

教育分野		子育て分野	
目標 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を 備えた子どもたちの育成		目標 安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが 健やかに成長できる環境の整備	
取組の視点	重点施策	取組の視点	重点施策
1 教育の質の向上	①学力・体力・豊かな心が 調和した学びの充実	1 子どもと子育て 家庭の支援の 充実	①相談支援体制の充実
	②教員の資質・能力の向上		②新しい児童相談体制の 充実
	③学校の教育環境の整備		③支援が必要な子ども たちと家庭への取組の 充実
2 家庭や地域と 連携した教育 の推進	①家庭教育への支援	2 子どもの教育・ 保育の充実	①家庭での子育て支援 サービスの充実
	②学校運営や教育活動に おける家庭や地域との協 働		②練馬こども園の充実
			③保育サービスの充実
3 支援が必要な 子どもたちへの 取組の充実	①いじめ・不登校などへの 対応	3 子どもの居場所と 成長環境の充実	①安全で充実した放課後の 居場所づくり
	②さまざまな家庭環境で育 つ子どもたちへの支援		②児童館機能の充実
	③障害のある子どもたちなど への支援		③青少年の健全育成・若者 の自立支援

令和8年度 点検・評価における主な取組項目(案)【教育分野】

教育・子育て大綱		点検・評価
取組の視点	重点施策	主な取組項目
1 教育の質の向上	①学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	1) 小学校就学前の幼児教育の充実
		2) 幼保小連携の推進
		3) 小中一貫教育の推進
		4) 人権教育・道徳教育の推進
		5) 英語教育の充実
		6) 子どもたちの体力向上の促進
		7) 子どもたちの食育の推進
		8) ICTを活用した教育活動の推進
		9) 学校図書館を活用した学習・読書活動の充実
	②教員の資質・能力の向上	1) 教員研修の充実
		2) 教員のICT活用能力の向上
		3) 子どもたちと向き合う時間の創出(教員の働き方改革の促進)
	③学校の教育環境の整備	1) 学校施設の整備(改修・改築)
		2) 区立学校の適正規模・適正配置
		3) 学級編制等のあり方の検討
2 家庭や地域と連携した教育の推進	①家庭教育への支援	1) 家庭教育への支援
		2) 関係機関との連携強化
	②学校運営や教育活動における家庭や地域との協働	1) 学校安全対策の推進
		2) 地域を活用した教育活動の推進
3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実	①いじめ・不登校などへの対応	1) いじめ・不登校等に対する効果的な取組の推進
		2) 専門的人材を活用しいじめ問題の解決
		3) 不登校児童・生徒への学習機会の充実
		4) 不登校実態調査の実施
	②さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援	1) 一人ひとりに応じた生活支援・学習支援の実施
		2) 外国人児童・生徒とその家庭への支援
	③障害のある子どもたちなどへの支援	1) 障害理解への取組の充実
		2) ICTを活用した学習支援の推進
		3) 医療的ケア児支援体制の充実

令和8年度 点検・評価における主な取組項目(案)【子育て分野】

教育・子育て大綱		点検・評価
取組の視点	重点施策	主な取組項目
1 子どもと子育て 家庭の支援の 充実	①相談支援体制の充実	1) 乳幼児親子の身近な相談場所の拡充
		2) オンラインによる相談と情報発信の充実
	②新しい児童相談体制の 充実	1) 都との連携強化
		2) 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実
	③支援が必要な子どもたち と家庭への取組の充実	1) 発達不安や障害のある親子支援の充実
		2) 障害児保育の充実
		3) ひとり親家庭等への支援
2 子どもの教育・ 保育の充実	①家庭での子育て支援サー ビスの充実	1) 練馬こどもカフェの拡充
		2) 子育てのひろばの増設
		3) 公園等を活用した外遊びの取組
	②練馬こども園の充実	1) 練馬こども園の拡大
		1) 保育施設の定員拡大
		2) 窓口や保育施設のICT化の推進
3 子どもの居場所 と成長環境の充 実	③保育サービスの充実	3) 保育サービス水準の向上
	①安全で充実した放課後 の居場所づくり	1) ねりっこクラブの拡大
		1) 乳幼児親子向けの児童館機能の充実
	②児童館機能の充実	2) 中高生居場所づくり事業の充実
		1) 青少年の野外活動・地域交流事業等の推進
	③青少年の健全育成・若 者の自立支援	2) 青年リーダーの養成、若者の企画運営事業の推進
		3) 若者の自立に向けた相談・支援

○教育分野

点検・評価表(案)

1 教育の質の向上

重点 施策	1-① 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	
	概要	○小学校就学前の幼児教育を充実します。 ○幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。 ○小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育9年間を見通した教育を実践します。 ○子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育を推進します。 ○子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。 ○タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を実現します。 ○学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ります。

主な 取組	項目1 小学校就学前の幼児教育の充実	
	目標	
	事業成果	
	今後の取組	
	所管課	学務課
	項目2 幼保小連携の推進	
	目標	
	事業成果	
	今後の取組	
	所管課	教育施策課

主な 取組	項目9 学校図書館を活用した学習・読書活動の充実	
	目標	
	事業成果	
	今後の取組	
	所管課	教育指導課、光が丘図書館

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	①幼少期から小学校への接続期は、とても重要である。幼児期の発達には個人差が大きく、接続期のみならず、その先の小学校での成長過程も共に見守る必要がある。進路先の学校側から幼稚園、保育園へ頻繁な訪問を通じて情報を共有してもらいたい。 ②幼保小連携の推進の目標を達成するよう精力的に努めていただきたい。関係者の理解と連携を深め、その成果が子供に反映されるよう、例えば小・中学校の教員が幼稚園・保育園等で何をどのように学んでいるかを知る体験的な研修の機会も充実させてはどうか。 ③英語教育の充実において本当に義務教育課程の習熟度に達しているのか、英語が当たり前になりつつある国際社会において基礎的なレベルにあるのかなど、まだまだ課題はある。英検の公費受験も活用しつつ、中学校3年生までの習得レベルとされる英検3級取得率の向上に努めていただきたい。 ④子供たちの食育推進において、給食の代表的レシピ練馬スパゲッティの様に区の食材を使ったメニューが広く周知され食育が区の自慢できる施策となるように努めていただきたい。例えば、人気給食レシピの紹介や、練馬区の食材を使ったレシピの募集など。 ⑤友達と話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていると感じている子どもたちがここ数年増えていることは、大きな成果である。 ⑥・・・・・・・・
------------------------------------	--

昨年度の主な意見に対して現在取組んでいることおよび方向性	委員からの評価を記載、重点施策ごとに3段階の評価を行う。 「1」良好に進んでいない 「2」良好に進んでいる 「3」とても良好に進んでいる
-------------------------------------	--

点検・評価欄	評価	特記事項
		各項目の課題や改善点、今後の方向性について各委員からの意見を記載。

令和 8 年 8 月 6 日
教育振興部教育総務課
教育振興部教育施策課
教育振興部学務課
教育振興部教育指導課
こども家庭部子育て支援課
こども家庭部保育課

教育委員会における台風接近時および風水害等への対応の
基本方針について

台風 6 号における教育委員会の対応への保護者および学校等の意見を踏まえ、「教育委員会における台風接近時および風水害等への対応の基本方針」を策定したので報告する。

1 基本方針

台風の接近で関東にレベル 3 以上の大雨警報等が予想される場合において、区立小中学校、区立幼稚園、区立保育園および区立学童クラブの対応は、次の基本方針に基づき決定する。

- (1) 一斉臨時休業は、原則として前日に、気象庁が発表する時系列情報および交通機関の運行状況を基に、教育委員会災害対策本部にて危機管理室とも協議の上、別に定める目安によって決定する。

一斉臨時休業とするか否かに関わらず、原則として前日午後 4 時までに保護者および各施設に対して複数の情報伝達手段により周知する。

- (2) 前日に一斉臨時休業としなかったが、気象状況が悪化し、交通機関の計画運休が実施されるなど、当日に一斉臨時休業を決定した場合、午前 6 時頃に周知する。
- (3) 区立小中学校および区立幼稚園は、登校園時間を遅らせる等の対応を決定する場合がある。

2 一斉臨時休業の目安

- (1) 区立小中学校および区立幼稚園

ア 大雨

判断基準 1 判断基準 2		レベル 3 警報	レベル 4 危険警報	レベル 5 特別警報
首都圏の 交通機関の 計画運休	あり	一斉臨時休業	一斉臨時休業	
	なし	危機管理室と 協議の上判断		

イ 大雪、暴風・暴風雪

判断基準 1 判断基準 2		大雪		暴風・暴風雪	
		警報	特別警報	警報	特別警報
首都圏の 交通機関の 計画運休	あり	一斉臨時休業	一斉臨時休業	一斉臨時休業	
	なし	危機管理室と 協議の上判断			

(2) 区立保育園および区立学童クラブ

ア 大雨

判断基準 1 判断基準 2		レベル 3 警報	レベル 4 危険警報	レベル 5 特別警報
		一斉臨時休業	一斉臨時休業	
首都圏の 交通機関の 計画運休	あり	通常保育を実施 ※ 1 ※ 2		
	なし			

イ 大雪・暴風・暴風雪

判断基準 1 判断基準 2		大雪・暴風・暴風雪	
		警報	特別警報
首都圏の 交通機関の 計画運休	あり	一斉臨時休業	一斉臨時休業
	なし	通常保育を実施 ※ 1 ※ 2	

※ 1 保護者に状況に応じた利用の見合せ、送迎による安全確保の協力を要請する。

※ 2 前日午後 4 時までに学校の一斉臨時休業が決定している場合に限り、学童クラブは当日午前 8 時から児童の受入れを実施する。

3 情報伝達手段

保護者向け情報伝達サービス（シグフィー。区立保育園は I C T 連絡帳）で発信後、必ず、区ホームページ、区公式 SNS（X、L I N E）等で同内容を周知する。

シグフィーに障害が発生した場合は、児童生徒用タブレット端末のクラスルーム機能を使って学校と保護者間で連絡を行う。

4 その他

(1) 区立小中学校の移動教室等は、一斉臨時休業とするか否かに関わらず、別途、当該校と協議の上、決定する。

(2) 河川氾濫および土砂災害に関する警報については、施設周辺の状況に応じた対応を基本とし、一斉臨時休業としない場合であっても、個別の状況により休校等とする場合がある。

(3) 一斉臨時休業を決定した場合、学校開放も中止する。

- (4) 一斉臨時休業を決定した場合、全庁的に情報を共有し、放課後デイサービス等の休業で影響を受ける事業者等に対し、必要に応じて関係所管から情報提供を行う。
- (5) やむを得ない事情により、児童・生徒を家庭に留め置くことができない場合には、保護者からの相談に応じて、区立小中学校・幼稚園においても、可能な範囲で児童・生徒を受け入れる等、柔軟に対応する。

5 保護者への周知

今回の判断基準および情報伝達手段の変更について、別途、学校等から保護者に周知する。

令和 8 年 8 月 6 日
教育振興部学務課

練馬区立幼稚園の今後のあり方の方向性について

区立幼稚園は、少子化の進行、保育需要の高まり等により園児数が急速に減少している一方、配慮を要する幼児の預け先としてのニーズが高まっている。

令和 6 年度には「練馬区立幼稚園あり方検討委員会」を、令和 7 年度からは、幼稚園利用保護者を加えた「練馬区立幼稚園検討委員会」を設置し、区立幼稚園を取り巻く現状や課題等を整理した上で、今後の区立幼稚園のあり方や方向性について、具体的な検討を進めてきた。

この間の検討委員会での検討を踏まえ、今後の区立幼稚園のあり方の方向性について一定の整理ができたことから、下記のとおり報告する。あわせて、今後の区立幼稚園のあり方の方向性について区民からの意見を聴取し、今後の具体的な計画の作成に向けて検討を行う。

記

1 検討委員会の概要

(1) 構成

学識経験者、区立幼稚園利用保護者、区立幼稚園長、私立幼稚園協会等

(2) 開催経過

ア 令和 6 年度 練馬区立幼稚園あり方検討委員会（計 2 回）

イ 令和 7 年度～ 練馬区立幼稚園検討委員会（計 5 回）

(3) 検討経過

別紙 1 のとおり

2 今後の区立幼稚園のあり方の方向性について

別紙 2 のとおり

3 区民意見の聴取

(1) 実施時期

令和 8 年 8 月下旬

(2) 場所

各区立幼稚園（3 園）

(3) 周知方法

ねりま区報、区ホームページ、区立幼稚園利用者へのチラシ配布 等

(4) その他

電話やメール等により随時受け付け

4 今後の予定

令和8年8月下旬 方向性に関する区民意見の聴取

12月 今後のあり方の方向性に基づく実施計画（素案）策定
パブリックコメント、説明会開催

3月 実施計画策定

令和9年度以降 実施計画に基づき、具体的な施策を実施

区立幼稚園のあり方 に関する検討経過

目次

1 区立幼稚園のあり方検討の経緯

- (1) 区立幼稚園の経緯・現状等 1
 - ① 区立幼稚園の経緯
 - ② 幼稚園児数の減少
 - ③ 区幼児教育の需要と供給（参考）
 - ④ 要配慮児の受入増加
- (2) 区立幼稚園のあり方検討の開始 6

2 検討委員会における検討 8

1 区立幼稚園のあり方検討の経緯

(1) 区立幼稚園の経緯・現状等

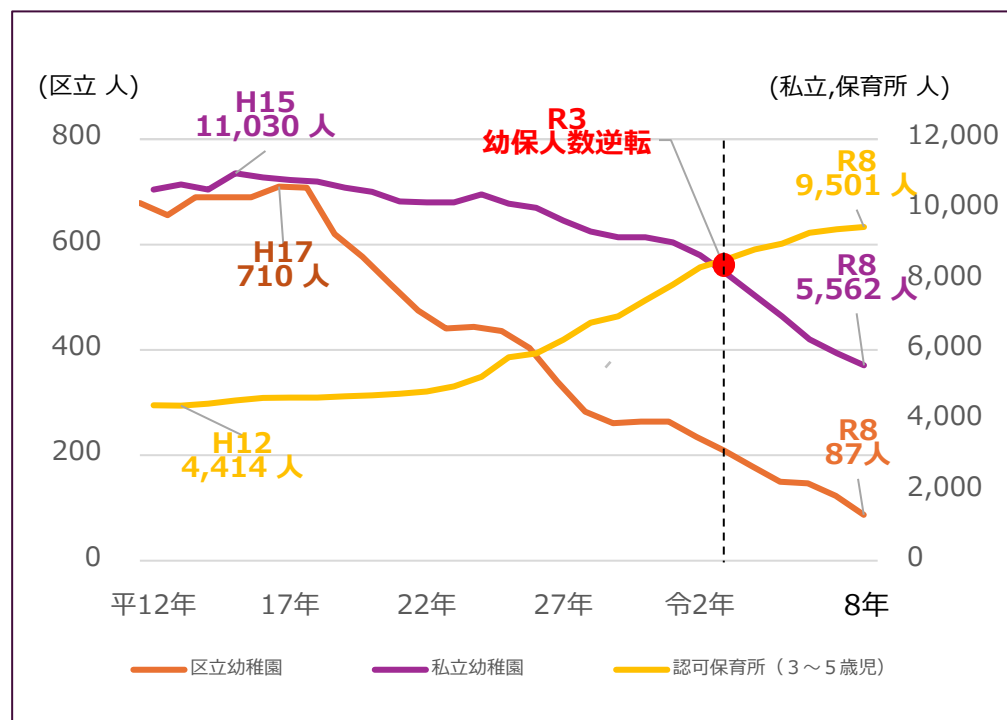
① 区立幼稚園の経緯

昭和50年	・区内初の区立園が開園（北大泉） ◆ 幼稚園の空白地域解消、2年保育開始
昭和60年～ 平成元年	・光が丘地区に4園（あかね、むらさき、わかば、さくら）が順次開園 ◆ 光が丘団地の開発に伴う需要増に対応、私立園の設置が見込めない
平成26年	・光が丘地区の2園を閉園（あかね・わかば） ◆ 保育二一ズの高まり園児減少のため適正配置を実施。跡地を保育所として活用 ・北大泉幼稚園、光が丘むらさき幼稚園、光が丘さくら幼稚園の3園を運営
令和6年～	・区立幼稚園の今後のあり方に関する検討を開始

1 区立幼稚園のあり方検討の経緯

(1) 区立幼稚園の経緯・現状等

② 幼稚園児数の減少

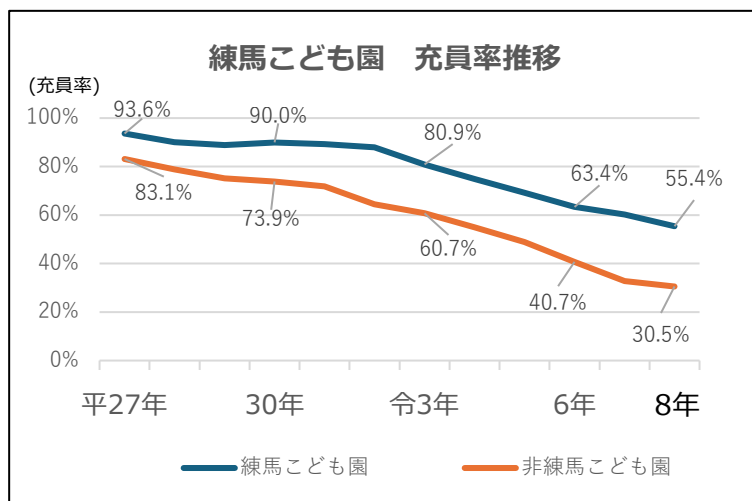


- ◆ 令和8年度における3～5歳の幼児のうち、幼稚園に通園している割合は約36%、認可保育所に通園している割合は約61%
- ◆ 保育園利用の需要増、急速な少子化などにより、幼稚園の園児数は区立・私立ともに近年大きく減少。
- ◆ 令和8年5月現在、区立幼稚園の充員率（定員に対する園児数の割合）は3園合計で約18%
- ◎ **園の小規模化により集団教育・保育から得られる様々な体験や活動に制約が生じることも懸念されている。**

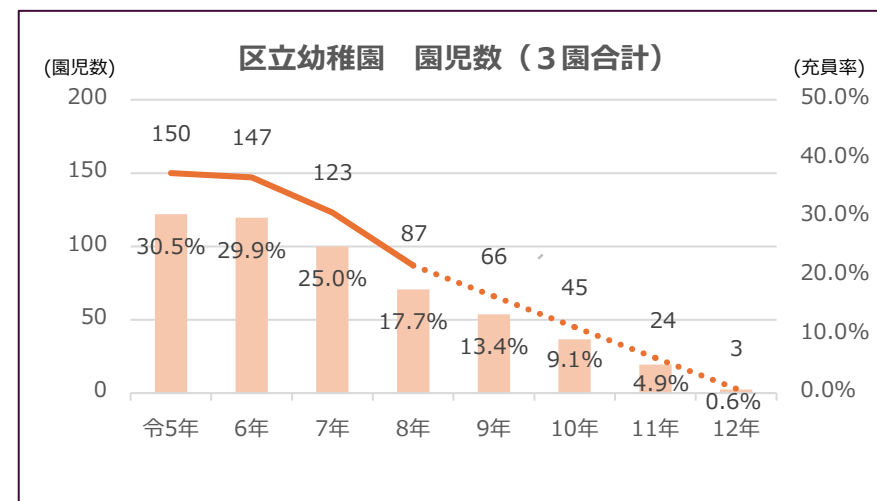
1 区立幼稚園のあり方検討の経緯

(1) 区立幼稚園の経緯・現状等

② 幼稚園児数の減少



- ◆ 3年保育・長時間預かり保育を実施する練馬こども園(私立幼稚園)も、一貫して充員率が減少



- ◆ 区立幼稚園の園児数の減少は顕著
- ◆ 直近3年の減少数を基に試算すると、今後の園児数は更なる減少が見込まれる。

◎ 幼児教育の需給状況(次ページ)から、今後区立園の急激な園児数増は見込めず、園児数の減少も顕著な状況。

1 区立幼稚園のあり方検討の経緯

(1) 区立幼稚園の経緯・現状等

③ 区幼児教育の需要と供給（参考）

<第1号認定>（教育時間認定）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	6,100	5,718	5,421	5,081	4,865
供給量（定員数）	人	10,152	10,042	9,932	9,822	9,722
過不足（供給量-需要量）	人	4,052	4,324	4,511	4,741	4,857

- ◆ 今後の幼稚園教育について、供給が需要を上回る見込み

<幼稚園預かり保育>

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人日	335,500	331,644	330,681	325,184	316,225
供給量（定員数）	人日	694,242	701,182	708,195	715,275	722,428
過不足（供給量-需要量）	人日	358,742	369,538	377,514	390,091	406,203

※人日：年間延べ利用者数

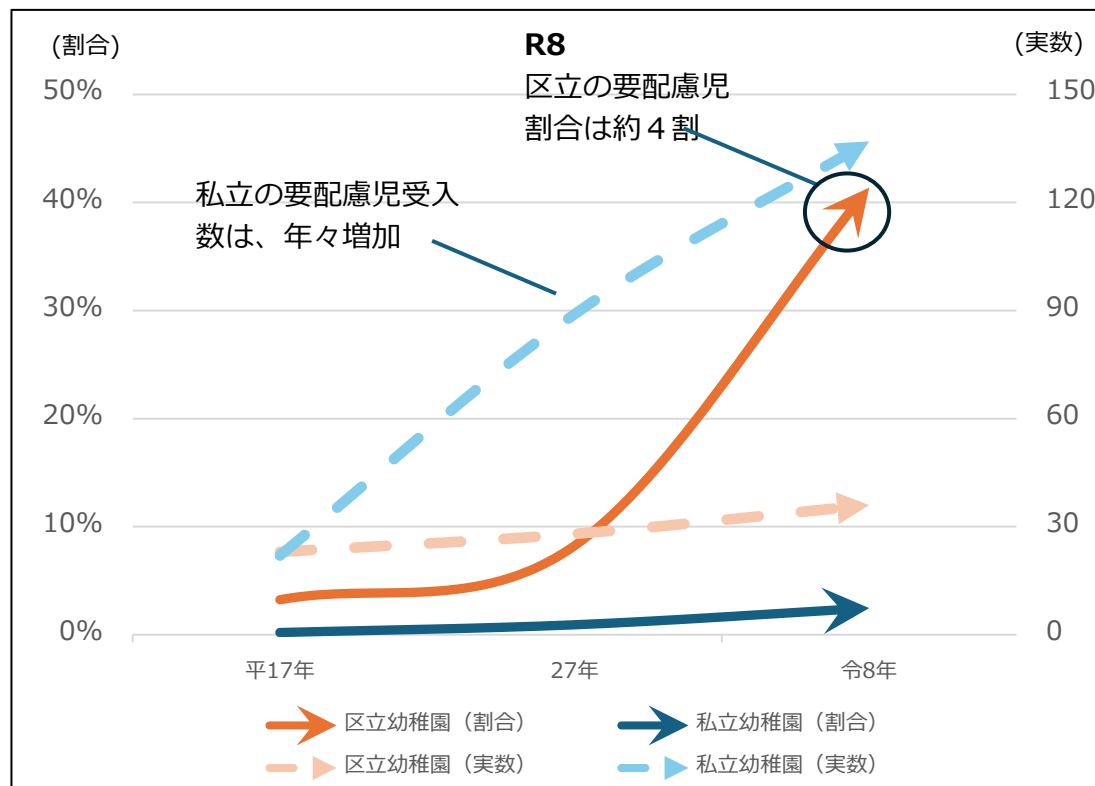
- ◆ 需要量が減少見込みである一方、供給量は増加見込みであり、供給過多の状況は今後も継続する見込み

<第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画（令和7年3月）抜粋>

1 区立幼稚園のあり方検討の経緯

(1) 区立幼稚園の経緯・現状等

④ 要配慮児の受入増加



- ◆ 私立、区立ともに要配慮児の受入数は増加しており、区立の要配慮児の割合は私立と比べて高い傾向
- ◆ 特に平成27年度時点からは要配慮児の割合が急激に上昇。令和8年度は約4割が配慮を要する園児
- ◆ 重度、医ケア児、私立への入園が難しい園児などを受入れ
- ◆ 園児数自体の減少に対し、園児数に対する要配慮児の割合は増加傾向

◎ 要配慮児に関する受入体制の充実や体制強化が必要

1 区立幼稚園のあり方検討の経緯

(2) 区立幼稚園のあり方検討の開始

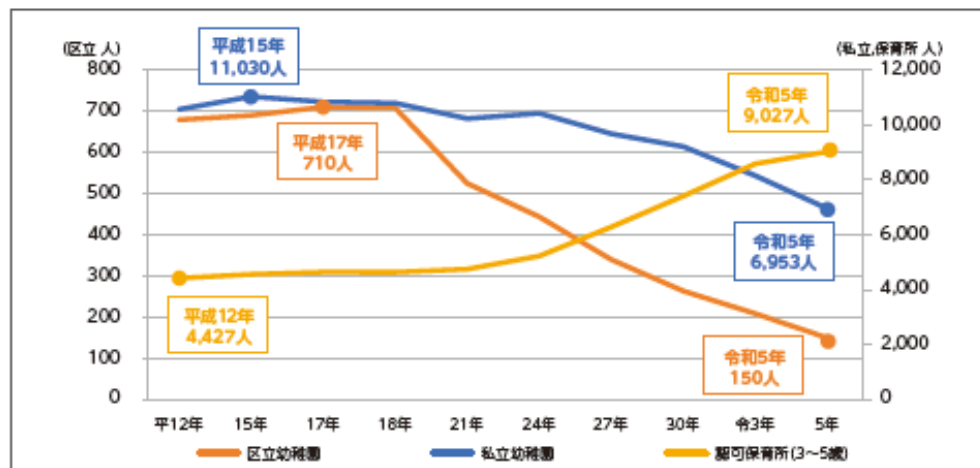
- ◆ 区は令和6年3月に、『第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針』を策定
- ◆ 区立幼稚園を取り巻く現状を基に、今後の区立幼稚園のあり方に関する検討実施を明記

1. 区立幼稚園を取り巻く状況

(1) 園児数の推移

幼稚園の園児数は、近年大きく減少しているのに対し、保育所の園児数は、増加傾向です。急速な少子化の進行、女性の就業率の増加による保育需要の高まりから、今後この傾向が続くことが見込まれます。

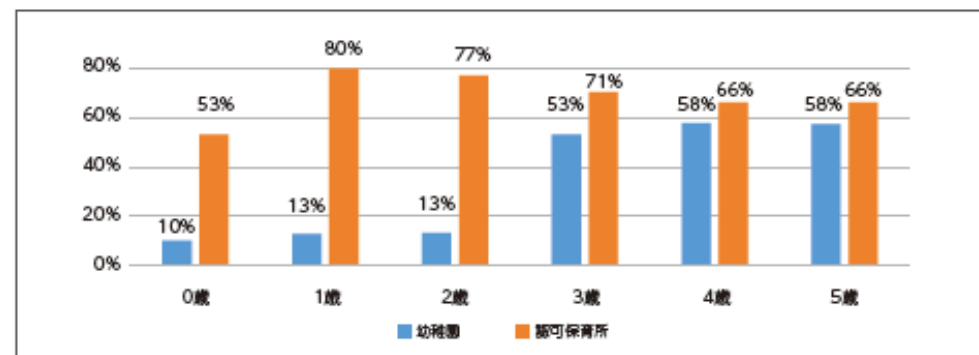
〈区内園児数の推移〉



(2) 幼稚園のニーズ

0歳児の子ども保護者に、現在と将来1～5歳になった時に利用したい施設を調査しました。0～2歳は保育所の利用希望が高いですが、3歳以降になると幼稚園の利用希望も増加しています。

〈保育施設の利用希望比率〉



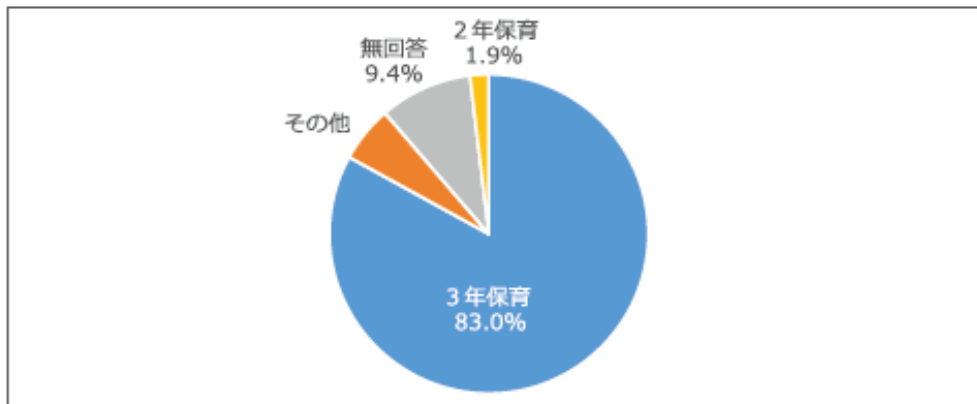
(出典)「子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査(R4.3)」加工

1 区立幼稚園のあり方検討の経緯

(2) 区立幼稚園のあり方検討の開始

また、幼稚園に通園させたい理由で「保育期間が適切である」と回答した方に保育期間について再度質問したところ、「3年保育が適切である」と回答した方が全体の8割を超えました。

〈適切な保育期間ニーズの割合〉



(出典)「子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査(R4.3)」加工

2. 区立幼稚園の教育

(1) 生きる力と豊かな心の育成

幼稚園は、小・中学校と同様に学校教育法に基づく学校であり、子どもが初めて出会う学校です。区立幼稚園は、同年代の幼児との集団生活を通して、基本的な生活習慣を身に付け、思いやりのある心を育てるなど、幼児期にふさわしい教育を行っています。また、「遊び」を心身の調和のとれた発達の基礎となる重要な学習と位置付け、幼児の感性や思考力、創造力をはぐくむことができる教育活動を展開しています。

(2) 私立幼稚園との連携

区全体の幼児教育の充実・発展のため、私立幼稚園と協力して研究や研修を行うなど連携した取組を実施しています。

3. 区立幼稚園のあり方検討委員会の設置

区立幼稚園は、女性の就業率の増加による保育需要の高まりや急速な少子化により園児数が減少している一方、障害児保育や3歳児以降の預け先として一定のニーズも存在しています。今後の園児数の推移を踏まえた適正規模だけでなく、障害児保育や3年保育など、区立幼稚園のあり方について令和6年度に検討委員会を設置し議論していきます。



令和6年度から、区立幼稚園のあり方に関する検討を開始

2 検討委員会における検討

- ◆ 令和6年度から令和8年度にかけて、計7回検討委員会を開催

令和6年度 検討委員会（計2回）

- ◆ 学識経験者、幼稚園関係者を含め、『練馬区立幼稚園あり方検討委員会』を設置

構成委員

大学准教授	2名
私立幼稚園協会	3名
区立幼稚園長	3名

- ① 保護者アンケートを実施し、ニーズ等を調査
- ② 委員による区立幼稚園の視察を実施
- ③ 区立園の現状・課題の認識を共有

令和7・8年度 検討委員会（計5回）

- ◆ 新たに区立幼稚園の元保護者を加え、『練馬区立幼稚園検討委員会』を設置

構成委員

大学准教授	2名
区立幼稚園元利用者 (保護者)	2名
私立幼稚園協会	3名
区立幼稚園長	3名

- ① 区立幼稚園の必要性を共有
- ② 区立幼稚園のあり方について、基本的な方針（4点）を検討

◆ 質の高い教育の提供継続

◆ 要配慮児の教育機会保障および早期支援

◆ 幼小連携の主導的役割の発揮

◆ 子育て世帯に対する支援の充実

- ③ 今後の区立幼稚園のあり方に関する施策について検討

◆ 3年保育の実施

◆ 長期休業中の預かり保育の実施

◆ 園の集約

◆ 円滑な幼小連携

◆ 子育て世帯への支援

今後の区立幼稚園の あり方の方向性について

目次

1 区立幼稚園の現状について

- (1) 園児数の減少・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 要配慮児割合の増加・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 保護者等ニーズの傾向・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) 公立園に求められる役割への対応・・・・・・・・ 4

2 区立幼稚園の今後の方向性について・・・・・・・・ 5

- (1) 3年保育の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 長期休業中の預かり保育の実施・・・・・・・・ 7
- (3) 3園から2園への集約・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (4) 質の高い幼児教育の機会の保障・・・・・・・・ 9
- (5) 幼小連携・子育て世帯支援の充実・・・・・・・・ 10

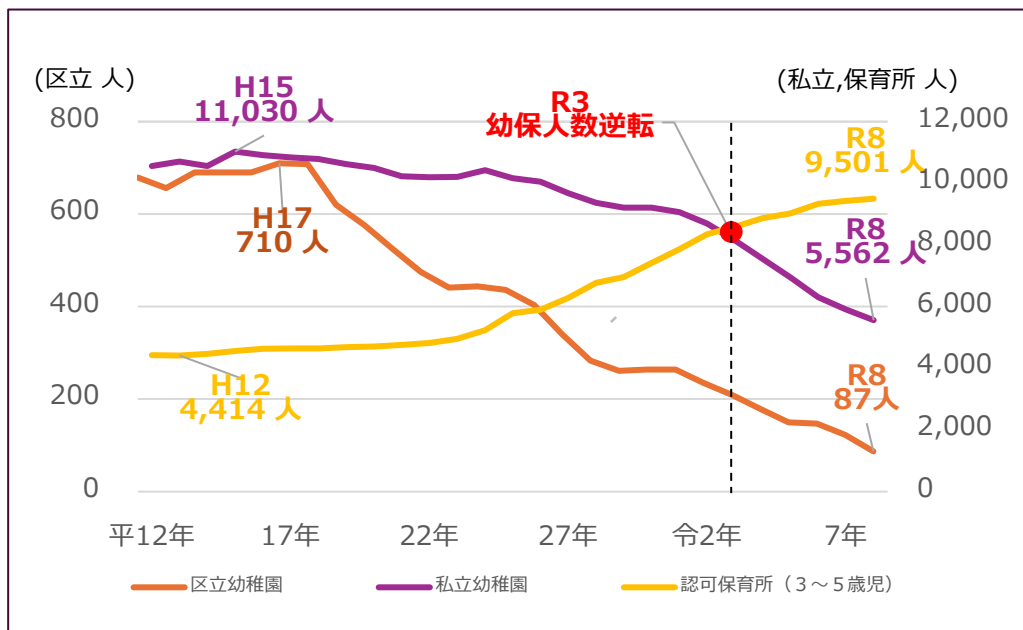
3 今後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

1 区立幼稚園の現状について

1 区立幼稚園の現状について

(1) 園児数の減少

● 園児数推移



◆ 就労世帯の増加による保育園利用の需要増、急速な少子化などにより、幼稚園の園児数は区立・私立ともに近年大きく減少。

◆ 令和8年度の区内の3～5歳の幼児の内、幼稚園に通園している割合は約36%。

◆ 令和8年5月時点の区立幼稚園の在籍園児は3園合計87人。充員率は約18%（87人/492人）

◆ 1学年の在籍園児が1桁の園もあり、学級数も昨年度に比べ1学級減少（光が丘さくら4歳児クラス数2⇒1）

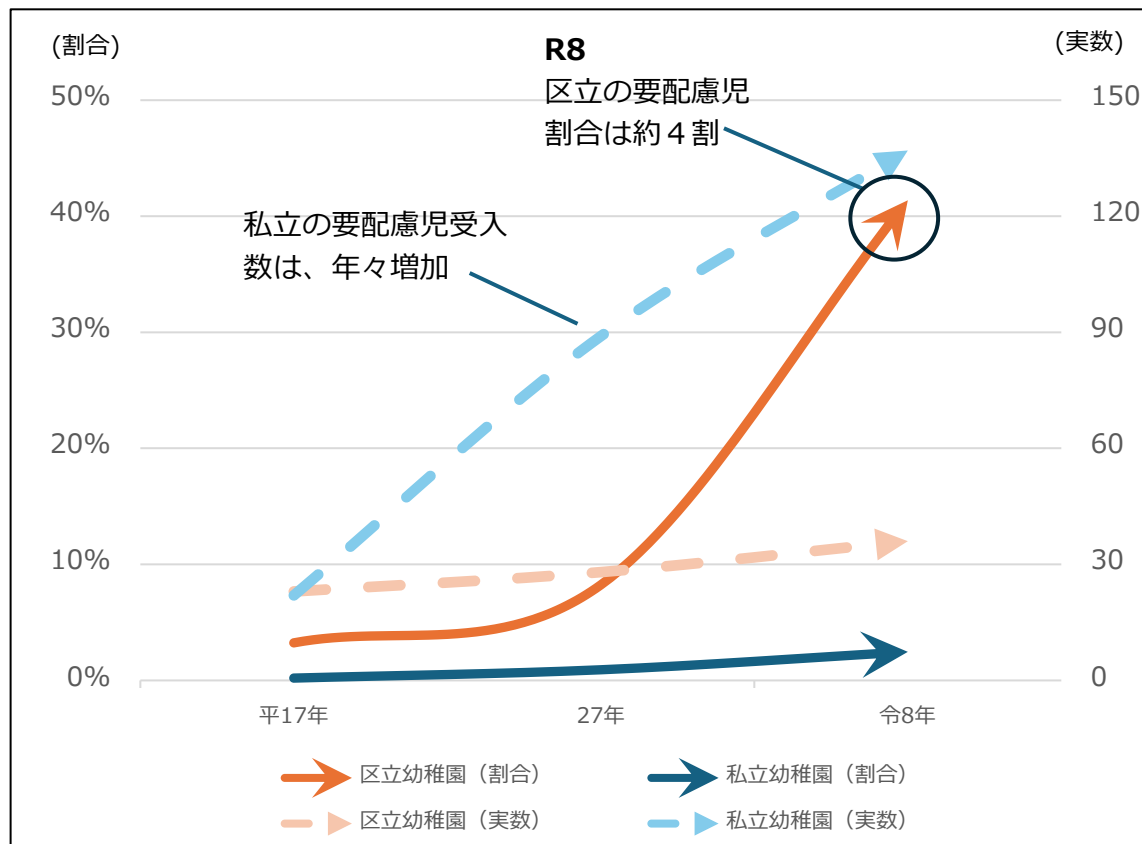
● 各園在籍園児数（令和8年5月1日現在）

	北大泉	光が丘むらさき	光が丘さくら
5歳児クラス	22人/78人(2学級)	21人/84人(2学級)	17人/84人(2学級)
4歳児クラス	14人/78人(2学級)	9人/84人(2学級)	4人/84人(1学級)

1 区立幼稚園の現状について

(2) 要配慮児割合の増加

● 要配慮児数・割合の傾向



◆ 区立園における要配慮児の受入数は増加傾向。園児数の減少も相まって、平成27年度時点からはその割合が急激に上昇。令和8年度は約4割が要配慮児。

◆ 私立園においても要配慮児の受入数は年々増加。一方で、重度の障害児・医療的ケアが必要な幼児については、人員体制や施設環境が不十分であることから受入れは困難な状況。

◆ 区立園では、私立への入園が難しい重度の障害児や、医療的ケアが必要な園児などを受入れている。

◆ 要配慮児の入園にあたっては、支援員・介助員を配置するなど支援体制の充実を図っている。

1 区立幼稚園の現状について

(3) 保護者等ニーズの傾向

保護者等アンケート調査項目（抜粋）

● 区立幼稚園を選んだ理由

- ① 教育方針がよいと思ったため（59%）
- ② 幼稚園教諭の質がよいと思ったため（50%）
- ③ 特別な配慮が必要な幼児に理解があるため（49%）
- ④ 居住地から近いため（42%）
- ⑤ 金銭的な負担が少ないため（22%）

（N = 107：区立幼稚園園児保護者）



- ・ 区立園の教育内容や教職員の質は、園児保護者から高い期待が寄せられている。
- ・ 特に、私立園では対応が難しい配慮が必要な園児の受入れ先としての認知が広がっている。

● 区立幼稚園に期待する機能（実施して欲しいこと）

- ① 3年保育の実施（66%）
- ② 預かり保育の充実（51%）
- ③ 給食の実施（43%）

（N = 107：区立幼稚園園児保護者）



- ・ 多くの私立園で採り入れているサービスを実施しておらず、保護者ニーズに応えられていない。
- ・ こうした状況が、近年の入園児数の減少の要因の一つになっていると考えられる。

1 区立幼稚園の現状について

(4) 公立園に求められる役割への対応

- ◆ 国は令和6年度に、「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等のあり方に関する有識者検討会最終報告」をとりまとめた。
- ◆ 幼稚園教育の重要性および公立幼稚園の役割などを明確に示した上で、公立幼稚園は、地域の拠点としての役割を果たしていくことが求められている。

「報告」要旨の抜粋（令和6年10月）

質の高い幼児教育の機会の保障

- ◆ 幼児教育の拠点園として、地域に**幼稚園教育要領の趣旨や実践を浸透**させる。
- ◆ **障害児や外国籍等の幼児**を含む全ての幼児に、質の高い**幼児教育の機会を保障**する。

小学校との円滑な接続
保護者の子育て相談機能

- ◆ **小学校以降との円滑な接続**のため、小学校と幼稚園等をつなぎ、主導する。
- ◆ 幼児教育の重要性などを踏まえた日々の教育活動について、**地域に発信**する。
保護者の子育てに対する相談や情報提供、保護者の交流の場としての役割を果たす。

2 区立幼稚園の今後の方向性について

2 区立幼稚園の今後の方向性について

- ◆ 区立幼稚園の現状・課題、および国が示す公立園の役割を踏まえ、以下のとおり施策を検討する

区立幼稚園を取り
巻く現状・課題

検討の方向性

①要配慮児の受
入数・割合等
の増加

- ◆ 幼稚園入園の際、全ての幼児が希望する幼稚園に通えることが理想だが、重度の障害児や医療的ケア児などの受入れに当たっては、私立幼稚園では人員体制や施設面での課題が多く、直ちに実現することは困難。
- ◆ 現在、人員・設備・知識経験などの面で環境の整っている公立幼稚園において、重度障害児等の支援策の充実を検討する必要がある。合わせて、私立幼稚園での要配慮児の受入れ充実に向けた支援策を検討する必要がある。

(1) 3年保育の実施 (P6)

(2) 長期休業中の預かり
保育の実施 (P7)

②安定した集団
教育・活動へ
の懸念

- ◆ 区立幼稚園の園児数の減少は顕著。上記の区立幼稚園の役割を踏まえた上で、一定規模の集団で安定して教育活動が行える環境確保について検討する必要がある。
- ◆ 一方で、保育需要の増加により、今後も園児数の大幅な増加が見込まれない中、区立幼稚園の適正な規模を検討する必要がある。

(3) 3園から2園への
集約 (P8)

③国が求める公
立園のあり方

- ◆ 幼小連携・子育て世帯支援に関して国が示す公立園のあり方を踏まえ、必要な施策の充実等を検討する必要がある。

(4)・(5)公立園としての
役割発揮 (P9・10)

2 区立幼稚園の今後の方向性について

(1) 3 年保育の実施

- ◆ 受入年齢を現在の4歳児から3歳児へ引き下げ、新たに3年保育を実施する。



3 年保育実施により

- 求められている**教育需要に応える**教育環境を構築する。
- **早期に要配慮児を受け入れる**体制を整え、**要配慮児への支援を充実**する。
- **3歳児の教育機会の選択肢を拡大**し、**十分な集団教育・活動**が行える教育環境へつなげる。

2 区立幼稚園の今後の方向性について

(2) 長期休業中の預かり保育の実施

◆ 長期休業中（夏休み等）の預かり保育を新たに実施する。



長期休業中の預かり保育の実施により

- 保護者の実情・需要に応える教育環境を構築する。
- 長期休業中に要配慮児を受け入れる体制を整え、要配慮児への支援を充実する。
- 保育所利用者数の増加などの子育て世帯の実情を踏まえ、就労世帯における区立園就園の選択肢を拡大し、十分な集団教育・活動が行える教育環境へつなげる。

2 区立幼稚園の今後の方向性について

(3) 3園から2園への集約

- ◆ 現在の区立幼稚園3園を2園に集約し、2園体制での運営を開始する。



2園への集約により

- 他者と関わり合い、**十分な集団教育・活動**が行える教育環境へつなげ、区立園の特色である**質の高い教育の提供を継続**できる環境を整える。
- 1園当たりの職員数を増やすことで、**要配慮児支援に係る区立園教職員の経験・ノウハウを多くの教職員で共有**できる体制や**介助員の弾力的な配置**につなげ、**要配慮児の支援体制を充実**する。

2 区立幼稚園の今後の方向性について

(4) 質の高い幼児教育の機会の保障

- ◆ **区立園における施策実施のほか、他の私立園との連携を強化することにより、全ての幼児に対する質の高い幼児教育機会の保障を実現する。**



施策実施により

- ① 3年保育、②長期休業中の預かり保育、③ 3園から2園への集約により、**区立園における**安定的で質の高い集団教育・活動や、要配慮児を含めた全ての幼児への**教育機会保障を実現**する。（※再掲）
- これに加え、区立園における要配慮児支援の**経験・ノウハウを私立園と共有する体制の構築・充実**により、配慮を要する幼児に関する支援を充実し、**区全体で全ての幼児への教育機会保障を充実**する。

2 区立幼稚園の今後の方向性について

(5) 幼小連携・子育て世帯支援の充実

- ◆ 幼児教育施設としての実践手本を担うほか、他施設との連携を強化する。
- ◆ 子育て世帯支援の充実に向け、交流・開放事業の拡充のほか、相談体制の整備を行う。



施策実施により

幼小連携の 主導的役割 の発揮

- 区立園が連携を主導する立場として**実践手本**となるほか、他の幼児教育施設への**連携ノウハウの共有・提供**により区全体の幼少連携を推進する。
- 区立園と教育委員会が協働して連携機会の設定を主導することで、**連携の土台を構築**し、施設間の連携取組を促す。

子育て世帯 支援の充実

- **交流・開放事業の十分な活用**によりアプローチを強化し、内容の見直しにより子育て世帯支援の充実を図る。
- **配慮を要する未就園児に関する相談事業を充実**し、子育て世帯への支援体制を拡大する。

3 今後のスケジュール

3 今後のスケジュール

年度	R8	R9以降
項目	6月 検討委員会(第1回)	実施計画に基づき、具体的な施策を実施 ・ 3年保育の実施 ・ 長期休業中の預かり保育の実施 ・ 3園から2園への集約 ・ 幼小連携、子育て世帯支援などに係る具体的な施策の検討
	8月 今後の方向性について、 区民意見の聴取	
	10月 検討委員会(第2回)	
	12月 実施計画素案公表 区民向け説明会	
	3月 実施計画の策定	

令和 8 年 8 月 6 日
教育振興部光が丘図書館

練馬区立春日町図書館の空調工事について

練馬区立春日町図書館について、空調設備の更新工事を実施するため、下記のとおり休館および館内利用の休止に伴う臨時受取窓口の開設等を行う。

記

1 工事期間

令和 8 年 6 月 22 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 工事期間中の対応（予定）

期間	工事箇所	運営状況
令和 8 年 10 月 1 日（木） から 11 月 15 日（日）まで	会議室・ラ ウンジ系統	・図書館 通常開館 ・会議室 貸出休止
令和 8 年 11 月 16 日（月） から 11 月 27 日（金）まで	E V ホール （利用者動 線部）	・図書館 <u>臨時休館</u> ・会議室 貸出休止 （事務室機能を会議室に移転し、臨 時受取窓口の開設準備を行う）
令和 8 年 11 月 28 日（土） から 令和 9 年 3 月中旬 まで	図書館内 系統	・図書館 <u>館内利用不可</u> 事業の一部休止 ・会議室 貸出休止 「臨時受取窓口」の開設
令和 9 年 3 月中旬予定	—	通常開館の再開

3 臨時受取窓口について

(1) 開設日、時間

午前 9 時から午後 9 時まで（土・日・祝日は午後 7 時まで）

第 3 月曜を除く月曜は休館

(2) 実施内容

- ・会議室入口に仮設のカウンターを設置する。
- ・予約した図書館資料の貸出および返却、予約受付等を行う。
- ・ブックスタートは、代替場所（春日町地域集会所）にて実施する。

4 周知方法

工事説明会（8 月 7 日開催予定）のほか、区報、図書館ホームページ、おやすみカレンダー、館内掲示、チラシ等により周知する。

令和 8 年 8 月 6 日
こども家庭部こども施策企画課

練馬こどもカフェの新規店舗について

練馬こどもカフェは、民間カフェ等と協働し、子どもが学び遊ぶ機会や、保護者が交流したりリラックスできる環境を提供するため、区内カフェ等の店舗スペースを活用して保育士や幼稚園教諭等による子育て講座を実施している。

この度、以下の店舗において、新たに練馬こどもカフェを実施することとしたため、報告する。

1 利用対象者

区内の就学前の乳幼児およびその保護者

2 新規店舗

- (1) 店舗名 アンドエス
法人名 株式会社 Polaris
所在地 練馬区上石神井三丁目 19 番 5 号
 Brillia City 石神井公園 ATLAS 5 号棟 110



- (2) 店舗名 Cafe ゆる〜り
法人名 合同会社グリーンアドバンス
所在地 練馬区大泉町一丁目 21 番 31 号



- 3 今後の予定
令和 8 年 8 月中旬 各店舗と協定を締結
8 月下旬 講座を順次実施
- 4 周知方法
区ホームページ、SNS（区公式 LINE、X）、ねりま子育て応援アプリ等で周知する。

令和 8 年 8 月 6 日
こども家庭部青少年課

令和 8 年度練馬区二十歳のつどいの開催について

20 歳の新しい門出を祝福することを目的に、成人の日において、令和 8 年度練馬区二十歳のつどいを以下のとおり開催する。

1 日時

令和 9 年 1 月 11 日（月・祝）

【第 1 回】10 時 30 分～11 時 20 分（練馬地域に在住の方）

【第 2 回】12 時 45 分～13 時 35 分（光が丘・大泉地域に在住の方）

【第 3 回】15 時 00 分～15 時 50 分（石神井地域に在住の方）

2 会場

練馬文化センター 大ホール（収容人数：約 1,300 人）

※インターネットによる事前申込制とする。

※インターネットで二十歳のつどいの映像をライブ配信する。

3 対象者

平成 18 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれの区内在住者

令和 8 年 7 月 1 日現在 7,135 人（外国人 728 人を含む）

4 参加見込数

3,500 人[各回 約 1,200 人程度を想定]

5 内容

(1) 第 1 部 [約 20 分]

ア 国歌斉唱

イ 区長挨拶

ウ 来賓（登壇者）紹介・来賓祝辞（区議会議長）

エ 20 歳のメッセージ発表

(2) 第 2 部 [約 30 分]

ア 二十歳のつどいスタッフ企画による催し物

イ 抽選会

「ワーナーブラザース スタジオツアー東京 - メイキング・オブ・ハリー・ポッター」入場券および協賛団体からの協賛品の抽選

(3) その他

- ・祝い品（ねりコレ取扱店で利用可能な引換券）の配付
- ・写真スポットおよびスタジオツアー東京ブースの設置
（練馬区立区民・産業プラザ ココネリホール）
- ・平成つつじ公園改修工事のため、練馬文化センターの駐車場および南町小学校の体育館・駐車場を参加者の交流スペースとして使用

6 案内状発送

【1回目】令和8年11月中旬を予定（11月1日時点の対象者）

【2回目】令和8年12月中旬を予定（11月2日以降の転入者）

7 周知

ねりま区報（8月1日号、11月1日号）、区ホームページ、SNS等にて周知する。